

# 一般質問通告一覧表（第5回定例会）

平成26年9月9日招集

<p>1. 子ども子育て新制度に向けて</p>	<p>来年4月から保育所・幼稚園・学童保育など子育て支援に関わる制度を根幹から転換する子ども子育て支援新制度がスタートします。</p> <p>自治体では国の示した基準を基に新制度の具体化を9月議会での条例提案が行われます。既に「栗山子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするためのアンケート調査は実施済みです。</p> <p>① アンケート調査の結果に基づいて、新たな施策を実施しようとしているのでしょうか。</p> <p>② 保育認定についてですが、これまで保育所の利用時間というのは、最大で11時間までとされてきました。新制度では保護者の就労時間に応じて11時間までの「保育標準時間」、8時間までの「保育短時間」の2区分が設けられることとなります。保育時間の違う子どもが同じクラスに混在することによって、クラス運営や職員配置を懸念する声が聞かれます。どのような対応をするのか伺います。</p> <p>③ 10月から認定の申請受付が始まります。新規利用の場合だけでなく、制度が始まる平成27年4月時点で保育所に在籍している子どもについても、市町村の支給認定を受ける必要があります。職員を増やすなどして体制を整え、保護者への周知及び利用手続の簡素化などを求めます。</p> <p>④ 新設される家庭的保育事業等の認可基準についてです。条例化に当たってはどのような施設・事業であっても、子どもの保育を等しく保障する観点から、全ての事業で保育者は保育士資格者とする事、給食は自園調理とし、調理員の配置を求めます。</p> <p>⑤ 学童保育については、国の基準は児童1人につき1.65平方メートルで、保育所の乳児の基準と同レベルであるなどの問題が指摘されています。職員の資格や配置、集団の規模や開所時間など、現在本町で実施されている学童保育の基準を下回らないような条例作りを求めます。</p> <p>⑥ 本町でこれまで取り組んできた上乘せの保育サービス（職員配置・主食など）を後退させないよう求めますが見解を伺います。</p>	<p>12番 重山雅世</p>
-------------------------	--	---------------------

<p>2. 介護保険改悪による対応は</p>	<p>6月18日、医療法、介護保険法など19本もの法律改正を1つにまとめた「医療介護綜合法」が強行可決されました。とりわけ介護保険法は、介護保険制度創設以来の大改悪です。国民にも事業者にも地方自治体にも負担を押し付けるものです。平成24年度の決算資料で見ると要支援1が84名、要支援2の方が77名で、居宅サービス利用実人数は122名です。今後、要支援者は、介護給付によるサービスは廃止され、市町村の総合支援事業に移行されます。</p> <p>そこで以下の点について見解を伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 予防訪問介護・通所介護の保険外しでサービスが低下するのでは。</li> <li>② 特養ホーム入所外となる要介護1・2の方への対応は。</li> <li>③ 利用者負担額が1割から2割になる方の人数と影響額は。</li> <li>④ 低所得者対応に行われてきた食費・住居費負担軽減の見直しによる影響については。</li> </ul>	
<p>3. 高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種助成を</p>	<p>高齢者の死因で高いのが肺炎によるもので、国の制度として定期接種化されることになりました。接種料金が7～8千円と高額です。既に接種費用の全額や一部助成を行っている自治体もあります。発症予防と医療費削減効果も期待できるので、普及のために料金助成を行ってはどうか見解を伺います。</p>	<p>12番 重山雅世</p>

<p>1. 災害発生時における避難勧告等への対応は</p>	<p>去る8月19日深夜から20日未明にかけ、広島市を中心に記録的豪雨に見舞われ、数か所で土砂崩れや土石流が発生し、多くの死者・行方不明者が出ました。特に今回は未明に雨量が急激に増えたことが、被害拡大の一要因になったのではないかと思います。</p> <p>一方、道内でも24日の大雨の土砂崩れで、礼文町では自宅が倒壊した母娘2人が犠牲になりました。ゲリラ豪雨や大型台風の影響で、大勢の犠牲者を出す土砂災害が毎年のように繰り返されています。</p> <p>特に今回は避難勧告・避難指示の発令に当たって、災害が起きる前に避難勧告を出せなかった対応の遅れが指摘されております。</p> <p>礼文町の土砂崩れを受け、道は土砂災害警戒区域の早期指定や「警戒区域」のハードルの検証など、対策を急ぐ考えを示しています。</p> <p>そこで以下の点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難勧告等の判断、伝達マニュアルのガイドラインの作成について。</li> <li>② 避難先の確保、各団体との連携、防災備蓄品の搬入等の避難行動支援計画について。</li> <li>③ 礼文町では道から避難勧告を出すよう検討を促されながらも、発令を見送っていたとのことですが、本町と道との基本的スタンスについて。</li> <li>④ 災害危険個所の指定に伴う地域住民への説明と対応について。</li> </ol>	<p>10番 檜崎忠彦</p>
<p>2. わかりやすい決算書の作成を</p>	<p>平成25年4月1日より「栗山町自治基本条例」がスタートしました。平成18年には「栗山町議会基本条例」が制定され、2つの条例の共通項は情報共有（まちを知り）と町民参加（参加して作る）、説明責任が共に大きな柱になっています。</p> <p>情報共有のスタートは、私たちの町の台所がどうなっているか、町民の皆様が等しく関心のあるところではないかと思います。平成25年度より「知っておきたいまちの予算」予算説明書が全戸に配布されました。この発行は、町民の皆様が町の情報を知るための一例です。町予算がどのように使われているのかお確かめください、との町長のメッセージが掲載されています。本定例会において平成25年度の決算審査が行われますが、予算書と決算書の資料作成過程において、乖離が生まれていることに対し、疑問を持っています。</p>	

平成25年度の予算書は一般会計で114ページ、決算書は58ページです。款・項・目・節と分類され、節の項目では予算書において事業項目ごとに計上されていますが、決算書では一括して支出済額として計上されています。

現在作業が進められている栗山町第6次総合計画の前期4か年では、平成27年度から平成30年度まで、各年度に取り組む事業内容と、事業費がプランニングされています。

従来の決算書は、入りと出、不用額の記載が中心でしたが、事業評価欄を導入し、栗山町のお金がどのように使われたのか、写真や図表を織り交ぜながら、わかりやすい形でまとめた決算書の作成について、今後取り組んでいく必要があるのではないか、見解を伺います。

10番  
檜崎 忠彦